

令和3年度災害時要援護者名簿及び 訪問時にご活用いただく防災グッズの提供について

災害時要援護者支援については、各自治会町内会で日頃よりご尽力いただきまして、ありがとうございます。

地域提供の意向確認を行ったうえ作成した災害時要援護者情報（令和3年度名簿）を提供いたします。

また、災害時要援護者名簿を扱う方に関しては、毎年個人情報保護研修の受講が必要ですので、研修を受講いただき報告書の提出をお願いします。

併せて、令和2年度にご協力頂きました『災害時要援護者支援についてのアンケート』の結果から、初めての訪問を円滑にするツールとして防災グッズ（携帯トイレパック）を用意しました。3月上旬頃、各自治会町内会へお送りしますので、ご活用ください。ご不明な点等ございましたら、担当までご連絡ください。

1 災害時要援護者名簿の提供について（協定締結地区のみ）

（1）名簿の提供方法について

2月の区連会以降、**ゆうパック**で送付します。（2月末頃送付予定）

- ◆ 地区連合単位で協定を締結している地区・・・連合町内会長宛に送付します。
（綱島、大曾根、樽町、師岡、大倉山、城郷、新羽、新吉田、新吉田あすなろ）
- ◆ 単位自治会町内会ごとに協定を締結している地区・・・単位自治会町内会長宛に送付します。（日吉、菊名、篠原、高田、大曾根の一部）

（2）旧名簿の返却について

令和2年度の名簿については、名簿とともに同封している**レターパック**に入れ、**4月28日（木）**までに返却をお願いします。

- （3）情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）＜第2号様式＞の提出について
名簿を取り扱う方は、全員、毎年1回、個人情報保護研修を受講することとなっています。各単位自治会町内会で、研修を実施後、同封しております返信用の茶封筒に入れて、**6月30日（木）**までに提出をお願いします。

期限に間に合わない場合は、高齢・障害支援課の担当までご連絡ください。

個人情報保護に関する研修の受講について

[受講方法]

○ 研修用DVDの回覧

区役所が各单位自治会町内会へ配付している個人情報保護に関する研修用DVDをご活用ください。お持ちでなければ担当までご連絡ください。

○ 港北区ホームページにて掲載の研修資料の閲覧・回覧

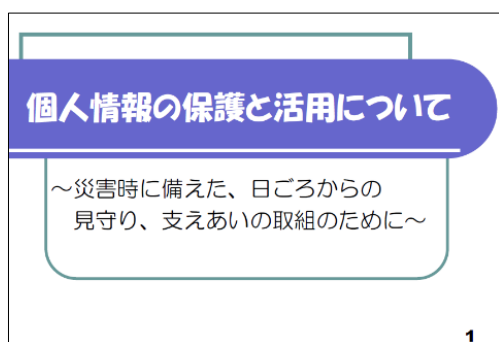
2次元コード等からホームページにアクセスし、研修資料を確認いただけます。

感染症予防の観点から、集団での実施をなるべく避け研修を実施していただくようお願いいたします。

<2次元コード>



スマホのカメラ等で読み込むと
直接ページを表示できます



個人情報研修資料PDF版
(イメージ)

検索

港北区 要援護

2 防災グッズ（携帯トイレパック）の提供方法について

各自治会町内会長宛てに送付します。（3月上旬頃送付予定）※名簿とは別便になります。

- ◆ 災害時要援護者支援事業の協定を締結している自治会町内会
令和3年度名簿の新規掲載者数に応じた個数を提供します。（なお、新規掲載者が10人に満たない場合や、いない場合でも10個提供しますのでご活用ください。）
- ◆ 災害時要援護者支援事業の協定を締結していない自治会町内会
10個提供します。



縦 9cm×横 14cm
重さ 22g

担当：高齢・障害支援課高齢・障害係
協、浜崎、大和田

電話：540-2317

FAX：540-2396